

特定空家等に関して、必要な措置を命じるべき者を確知できないため、公告を行いました。

告示第228号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下、「所有者等」という。）を確知できないため、同法第14条第10項後段の規定により公告する。

令和2年 9月29日

佐渡市長 渡辺 竜五

- 1 当該建築物の所在
佐渡市松ヶ崎1008番地1
- 2 当該建築物の家屋番号等
家屋番号 : 1008番1
種類 : 事務所・居宅
構造 : 木造瓦葺平家建
延べ面積 : 131.79平方メートル
- 3 所有者等が行うべき措置の内容
当該建築物の解体・撤去並びに落下物の撤去
- 4 措置の期限 令和2年10月28日
期限までに措置が行われない場合は、市長又はその命じられた者若しくは委任した者（以下、「市長等」という。）が、当該措置を行う。
- 5 動産等の取扱
市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。
動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記問い合わせ先へ通知すること。
- 6 問い合わせ先
佐渡市環境対策課
電話 0259-63-3113 FAX 0259-63-2750

トキのことどれだけ分かる？ 知っトキ! クイズ

㊤ 次の神社のうちトキの羽が使われている刀が奉納されているのはどこ？

- 1 伊勢神宮 2 出雲大社 3 明治神宮

※正解は18ページで発表します。

問 農業政策課トキ保護係 ☎ 24-6550

